

# 専門委員会設置および運営規則

## 第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第44条にもとづいて定める。

## 第2条（目的）

この規則は、専門委員会の設置およびその構成、委員会の円滑な運営を目的とする。

## 第3条（設置）

専門委員会として政策委員会、組織委員会、ジェンダー平等委員会を置く。

## 第4条（構成）

各専門委員会の構成は、以下の通りとする。

- （1）組織委員会委員は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。連合のオブ参加を認める。
- （2）政策委員会は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。連合のオブ参加を認める。
- （3）ジェンダー平等委員会は、副会長、事務局長、副事務局長、幹事若干名で構成する。連合のオブ参加を認める。

## 第5条（運営）

専門委員会の運営は、退職者連合事務局があたる。

## 第6条（開催）

各専門委員会の開催は、随時とし、委員長が招集する。

## 第7条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

## 第8条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

## 第9条（規則の発効）

1. この規則は、2015年7月15日より施行する。
2. 2017年3月15日、一部改正施行する。
3. 2021年7月15日（第25回定期総会）、一部改正施行する。